

日本司法支援センター平成30年度業務実績評価の概要

1 評価の方針

平成30年度からの第4期中期目標期間は、第3期中期目標期間に推進した効率的かつ円滑な業務運営及び高齢者・障害者等に対する援助を充実させるための各種の取組等を更に推進しつつ、特に、法的援助を要する者が多様化していることに対して適切に対応するための取組や、犯罪被害者支援を充実させるための取組等に重点が置かれている。

第4期中期目標期間の初年度に当たる平成30年度の業務実績評価については、これらの各種取組が適切に実行され、中期計画及び年度計画における所期の目標を達成しているかという観点から評価を行った。

2 評価の概要

平成30年度の業務実績を総括的に見ると、おおむね中期計画及び年度計画における所期の目標を達成していると認められる。

評価されるべき平成30年度の取組としては、①情報提供業務について、多言語情報提供サービスの電話回線を増設し、対応言語を更に2言語増やすといったサービスを拡充するための準備を行ったほか、コールセンター、地方事務所及び多言語情報提供サービスのいずれにおいても、対応件数が前年度より増加する中で、達成目標を上回る非常に高い利用者満足度を得たこと、②民事法律扶助における立替金債権の管理・回収について、多様な回収策を着実に実施して前年度を上回る高い償還率を実現させたことなどが挙げられる。

他方、改善されないままになっている課題としては、①常勤弁護士につき、十分な採用人数が確保できず、未配置地域の解消に進捗が見られないこと、②司法過疎地域事務所の新規設置が実現に至っていないことなどが挙げられる。

支援センターが、これらの課題について問題意識を持ち、解決に向けた工夫を行っていることは理解しているが、当評価委員会としては、更なる取組強化がなされることへの期待を込めて、引き続き注視していきたい。

3 今後の業務運営に向けた期待

常勤弁護士の応募者数及び総数が減少し続けていることに対する効果的な対策を講じることを期待する。

また、民事法律扶助業務について、更なる質の向上のため、特定援助対象者法律相談援助に関して関係機関との連携を更に強化するほか、巡回法律相談等をより積極的に活用するなどして、潜在的なものをも含めた需要を満たす取組を推進することを期待する。